

令和5年12月22日開議

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和5年第4回

杵築市議会定例会追加議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 9 1 号 令和 5 年度杵築市一般会計補正予算（第 8 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
- 議案第 9 2 号 杵築市手数料条例の一部改正について
－ 議 案 書 2 ペ ー ジ －
- 議案第 9 3 号 杵築市国民健康保険税条例の一部改正について
－ 議 案 書 6 ペ ー ジ －
- 報告第 4 1 号 専決処分の報告について
－ 議 案 書 11 ペ ー ジ －
- 報告第 4 2 号 専決処分の報告について
－ 議 案 書 14 ペ ー ジ －
- 報告第 4 3 号 専決処分の報告について
－ 議 案 書 17 ペ ー ジ －

議案第 9 2 号

杵築市手数料条例の一部改正について

杵築市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市手数料条例の一部を改正する条例

杵築市手数料条例（平成17年杵築市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

戸籍の謄本又は抄本の交付

」を

「

戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付（本籍地以外での戸籍謄本等の交付）

」に改める。

別表交付手数料の部戸籍の記録事項証明書（全部、個人又は一部）の交付の項の次に次のように加える。

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める。）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	1件	400円
--	----	------

別表中

「

除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付

」を

「

除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明

書の交付（本籍地以外での除籍謄本等の交付）

」に改める。

別表交付手数料の部除籍の記録事項証明書（全部、個人又は一部）の交付の項の次に次のように加える。

除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める。）及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	1件	700円
--	----	------

別表中

「

戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項及び第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理証明又は届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付

」を

「

届出又は申請の受理の証明書交付等（電子化された届書等情報の内容の証明書の交付）

」に改める。

別表中

「

戸籍法第48条第2項（同法第117条にお

いて準用する場合を含む。)の規定による届
出その他市長の受理した書類の閲覧

」を

「

届書その他市町村長の受理した書類を閲覧（
電子化された届書等情報の内容を表示したも
のを閲覧）

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 93 号

杵築市国民健康保険税条例の一部改正について

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険税条例（平成17年杵築市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「昭和57年法律第80号」の次に「。第25条第1項第3号において「高齢者医療確保法」という。」を加える。

第24条第1項第1号エ（ウ）中「2,992円」を「2,993円」に改め、同項第2号エ（ウ）中「2,137円」を「2,138円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保

険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産

被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を
乗じて得た額

第26条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第26条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項

の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第24条第1項第1号エ（ウ）及び同項第2号エ（ウ）の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の杵築市国民健康保険税条例第24条第3項及び第26条の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第1項ただし書きの規定による改正後の杵築市国民健康保険税条例第24条第1項第1号エ（ウ）及び同項第2号エ（ウ）の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第41号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月22日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

本市公用車が駐車中に発生した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月16日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手から物件に与えられた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- 1 損害賠償の相手方 住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
氏 名 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
- 2 事故発生年月日 令和5年10月7日
- 3 事故発生場所 熊本市中央区出水2丁目7番1号
熊本市総合体育館・青年会館 駐車場
- 4 事故原因・状況
上記場所にて、相手方車両が駐車をする際、駐車中の本市公用車に接触し、右後方部及びテールランプを破損させた。
- 5 示談の内容及び損害賠償の額
事故の責任割合は、相手方が100%となり、公用車の修

繕料 64,306 円を相手方が市に支払う。

報告第42号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月22日提出

杵築市長 永 松 悟

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料291,390円を支払う。

報告第43号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月22日提出

杵築市長 永松 悟

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料13,400円を支払う。

